

平成29年9月20日

第4回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

9月20日（最終日）

- 日程第1 報 告 第 8 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（豊浜地区内における車両損傷事故））
- 日程第2 認定議案第1号 平成28年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第3 認定議案第2号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第4 認定議案第3号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第5 認定議案第4号 平成28年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第6 認定議案第5号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 認定議案第6号 平成28年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第8 認定議案第7号 平成28年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第9 議 案 第 41 号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議 案 第 42 号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議 案 第 43 号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議 案 第 44 号 平成29年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 請 願 第 2 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願
- 日程第14 発 議 第 46 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書
- 日程第15 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	山本 優作	2番	鈴木 浩二
3番	片山 陽市	4番	小嶋 完作
5番	内田 保	6番	石垣 菊藏
7番	服部 光男	8番	藤井 満久
9番	吉原 一治	10番	松本 保
11番	榎戸 陵友	12番	石黒 充明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒 和彦	副町長	北川 真木夫
総務部長	中川 昌一	総務課長	山下 雅弘
検査財政課長	田中 吉郎	防災安全課長	大岩 幹治
税務課長	石黒 廣輝	企画部長	田中 嘉久
企画課長	滝本 功	地域振興課長	滝本 恭史
建設経済部長	鈴木 良一	建設課長	鈴木 淳二
産業振興課長	川端 徳法	水道課長	相川 徹
厚生部長	柴田 幸員	住民課長	宮地 利佳
福祉課長	神谷 和伸	環境課長	宮地 廣二
保健介護課長	鈴木 茂夫	教育長	大森 宏隆
教育部長兼学校教育課長	内田 静治	社会教育課長	森 崇史
学校給食センター所長	宮本 政明	会計管理者兼出納室長	鈴木 正則
学校教育課指導主任	蟹江 敏広		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 相川 博運 主幹 大久保 美保

[開議 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

去る9月6日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をしていただき、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります、日程に先立ちまして、厚生部長より発言の申し出がありましたので許可します。

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

ありがとうございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

去る9月7日、定例会2日目の内田議員からの一般質問2-2の再質問におきまして、平成29年2月27日の全体市町村会議で、県が示した資産の中に4方式の試算結果があると県担当者から聞きました。その額を教えてくださいにつきまして、答弁をさせていただきます。

国民健康保険税の課税方式が、均等割、平等割、所得割、資産割による4方式であっても、資産割を除く3方式でありましても、県に対して納付すべき納付金の額には変更はなく、1人当たりの納付金額につきましては、15万427円で変わりはございません。

以上でございます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（藤井満久君）

それでは、日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

日程第1 報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（豊浜地区内における車両損傷事故））

○議長（藤井満久君）

日程第1、報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（豊浜地区内における車両損傷事故））の件を報告します。

報告を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

報告第8号 専決処分の報告について御説明いたします。

2枚目をごらんください。

専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

南知多町大字豊浜地区内で発生いたしました車両損傷事故につきまして、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成29年9月8日付で専決処分したものでございます。

1の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2の事故の概要につきましては、平成29年8月30日午後2時15分ごろ、職員が公用車で野犬捕獲用のおりを運搬していた際に、おりに取りつけてあった看板の結束確認を怠ったため、看板が落下し、国道247号線沿いの駐車場に駐車してあった相手方の普通自動車に当たり、前方バンパーを損傷させたものでございます。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は7万913円でございまして、和解の内容は、町は事故に係る修繕費用を負担するものでございます。

今後におきましても、職員には安全確認を徹底するよう指導に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（藤井満久君）

これをもって報告を終わります。

日程第2 認定議案第1号 平成28年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第2、認定議案第1号 平成28年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る11日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次、各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校教育課関係について、質疑といたしまして、町内の中学校は災害時の避難所に指定されているが、学校敷地内の屋外トイレの設置状況はどうか。また、設置基準はあるか。答弁といたしまして、屋外トイレが設置されている学校は、小学校が内海小、豊浜小、師崎小の3校、中学校が内海中、師崎中の2校であります。また、設置基準はありませんが、学校以外の施設も含め、避難所におけるトイレのあり方について、今後、検討していく必要があると考えています。

次の質疑といたしまして、外国人英語教師派遣業務手数料について、派遣の状況及びその単価はどうか。答弁といたしまして、派遣の人数につきましては、主に小学校へ1名、中学校へ1名の合計2名の外国人を派遣しています。小学校においては、5年、6年生1クラス当たり年間35時間、中学校においては、1年から3年に1クラス当たり年間20時間を派遣しております。また、単価については、1時間当たり税別で6,200円であります。

次に、社会教育課関係について、質疑といたしまして、尾州廻船主内田家の大規模改修は完了したか。答弁といたしまして、大規模な改修は完了したが、今後は、重要文化財に指定されたことに伴い、破損の目立つ箇所や近代和風建築物としてふさわしくない箇所の修繕・改修を国との協議により行っていくこととなります。なお、県から防火設備、特に避雷針及び防犯カメラを設置することが望ましいとの指導もあり、今後、設置の検討をしていくこととなります。

次の質疑といたしまして、体育協会助成金について、人口が減少しているのに補助額が増額となっているが、人口の減少に比例するのが普通ではないか。答弁といたしまして、体育協会助成金については、5つの支部、13の競技団体、17のスポーツ団体や各種団体による大会、各地区で開催される町民体育祭などに助成しております。一部の運営費や大会費については、人口割や参加者割を使用しておりますが、大会開催費などは人口に比例することなく係る経費は変わりませんので、全てが人口に比例しているわけではありません。なお、雨天等による事業の中止に際しては、毎年度末に補助金交付決定額の変更をし、一般会計予算に戻す精算方式をとっております。

次に、学校給食センター関係について、質疑といたしまして、臨時職員と臨時調理員の職務内容と人数、賃金単価は幾らか。答弁といたしまして、臨時職員は、給食に関する事務を行う者で1名、臨時調理員は、給食センターで調理・洗浄をする調理員が10名、篠島中学校と日間賀中学校を除いた9校に配置している給食配膳員が各1名ずつおり、合計19名であります。また、賃金単価については、臨時職員は845円、臨時調理員のうち5年以上勤務している調理員は910円、5年未満の調理員は890円、給食配膳員は845円であります。

次の質疑といたしまして、検便検査手数料の増額の理由は何か。答弁としまして、通常月2回行う検便検査に加えて、より安全・安心な給食を担保するため、給食調理員全員にノロウイルス検査と手についている細菌検査を行ったためであります。

次に、住民課関係について、質疑としまして、通知カード再交付の件数がふえている理由は何か。答弁としまして、個人番号が所得税の申告等で必要となり、通知カードをなくされた方が、申告の時期に多く再交付の申請をされたためです。

次の質疑としまして、精神障害者医療費における給付費には、離島の住民の交通費を含んでいるのか。答弁としまして、精神障害者医療給付費は、医療保険の自己負担分を扶助するもので、離島の住民の交通費は含んでいません。

次に、福祉課関係について、質疑としまして、豊浜放課後児童クラブ教室改修工事についてどのような工事を行ったのか。答弁としまして、建築工事として、アルミパーテイションやアコーディオンカーテン、外部アルミひさしの取りつけ等を行いました。ほかに空調工事として、エアコンの取りつけ等、それに伴う電気設備工事を行いました。

次の質疑としまして、民生委員・児童委員の一斉改選により定数が2名増員された理由は何か。答弁としまして、民生委員・児童委員の定数は、国の配置基準を参考に配置することになっているが、改選前の内海地区一部区域において配置基準を上回る世帯を担当する民生委員があったため、当該区域を分割したことにより2名増員となったものであります。

次に、環境課関係について、質疑としまして、小動物死骸処理委託料は、どのような業務内容か。答弁といたしまして、道路等で車にひかれた猫などの小動物の死骸を回収する業務の委託料で、住民からの通報のほか、業者がごみ収集業務中に死骸を発見した場合は、その場で回収し、町への報告をお願いしています。

次の質疑としまして、離島使用済み自動車海上輸送費補助金とはどのようなものか。

また、昨年と比較し増額となっている要因は何か。答弁としまして、篠島、日間賀島で使用していた車両を処理する場合、フェリーを利用し島外へ搬出する必要があり、放置車両等の防止を目的に、そのフェリー料金の8割を補助しています。平成28年度は118台分を補助しましたが、この費用については、公益財団法人自動車リサイクル促進センターから全額、町へ交付されました。なお、増額となった要因は、引き取り業者が2社から4社へ増加したことに伴い、処理が促進されたものと考えます。

次に、保健介護課関係について、質疑としまして、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種は何人実施したか。広域予防接種委託料はどのような事業か。答弁としまして、361人実施しました。広域予防接種は、被接種者の状態をより把握しているかかりつけ医による接種が推奨されることから、平成26年度から実施されています。対象は、乳幼児・児童の定期予防接種全てと高齢者インフルエンザ及び定期の高齢者肺炎球菌です。

次の質疑といたしまして、高齢者敬老事業は何を委託しているのか。答弁としまして、半島側の内海、豊浜、師崎の3地区合同の敬老まつり、篠島地区敬老会及び日間賀島地区敬老会を開催する事業を南知多町社会福祉協議会に委託しています。主な経費は、敬老まつりの会場設営費用、送迎バスの運行経費、記念品やビンゴゲームの経費などで、事業に係る経費は、南知多町社会福祉協議会と2分の1ずつ負担をしています。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

次に、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る13日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次、各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なもの概要を申し上げます。

まず出納室関係について、質疑としまして、需用費に印刷製本費とあるが、その内容はどのようなものか。答弁としまして、町が業者等に支払いをした際に通知する文書を入れる窓つき封筒1万枚の作成に要した費用であります。

次に、建設課関係について、質疑としまして、橋梁点検についてはどれくらいの周期で実施し、平成28年度までに幾つの橋の点検が終了しているのか。また、町管理の橋梁は幾つあるのか。答弁といたしまして、橋梁点検は5年に1回の点検が道路法で義務づけられていますので、町もそれに基づき点検を実施しており、平成28年度までに187橋の点検が完了しています。また、町管理の橋梁は全部で230橋であります。

次の質疑としまして、町営住宅の維持管理は今後も継続していくのか。答弁といたしまして、内海城下住宅以外の町営住宅につきましては、老朽化が著しく耐震性もないため、入居者退去後は、用途を廃止し撤去していく予定であります。

次に、産業振興課関係について、質疑としまして、鳥獣害対策事業委託料について、もっと駆除数をふやすことはできないか。答弁としまして、平成28年度より、駆除の方法を捕獲箱から空気銃に変更し、駆除実績は67羽から173羽に増加しております。実績をさらに増加させるため、現在、駆除実施箇所をふやすための場所を選定中であります。

次の質疑としまして、青年就農給付金（経営開始型）返還金とは何か。答弁としまして、青年就農給付金を受給しております新規就農者が営農を中止したため、既に給付済みであった給付金を返還していただいたものであります。

次に、防災安全課関係について、質疑としまして、消火栓用ホース購入について、地域の要望なのか、町の計画によるものか。答弁といたしまして、毎年、各区及び消防団の要望を踏まえ、購入しております。

次に、総務課関係について、質疑としまして、庁舎外壁等改修工事の内容は何か。答弁としまして、老朽化により、庁舎外壁のタイル部分が浮いてきたため、そこに接着剤を入れる補修をし、あわせて屋上ひさし部分のさびどめやモルタルの塗り直しを行ったものです。

次の質疑としまして、コミュニティ活動補償保険の実績はあるか。また、保険を使った場合は、次回の保険料が高くなるのか。答弁としまして、平成28年度は、地域のボランティア活動の草刈り活動中に事故が1件ありました。4日間の通院で8,000円給付されております。保険料は本町の人口や事故率だけではなく、保険に加入している他団体の事故率などで変わってまいります。したがいまして、本町が保険を使ったから上がるというものではありません。

次に、企画課関係について、質疑としまして、公共施設等総合管理計画策定業務委託料の財源はどうなっているのか。答弁としまして、特別交付税で策定費の2分の1が財

源措置されております。

次の質疑としまして、キックオフ講演会とはどのようなことをしたのか。答弁としまして、国の地方創生推進交付金を活用したプロモーション事業の一環として、プロモーター人材の発掘と育成のきっかけとする講演会を開催し、講師に元プロ野球中日ドラゴンズの山崎武司氏を招き、365人の参加者がありました。また、同日、豊浜中学校グラウンドにて山崎氏による野球教室も開催し、52人の参加者がありました。

次に、検査財政課関係について、質疑としまして、ふるさと納税事業協力者謝礼とは何か。答弁としまして、ふるさと納税に対する返礼品のカタログを作成するため、写真撮影用のサンプルを提供していただいた事業者への謝礼であります。

次に、議会事務局関係について、質疑としまして、議員共済負担金の割合はどれだけか。答弁としまして、100分の41.0で昨年度より割合が減っています。一時金、退職年金の支給者よりも、受給者が亡くなることにより減額の方が多くなっています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

5番、内田議員。

○5番（内田　保君）

それでは、ただいま上程されております認定議案第1号 平成28年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定について、日本共産党として反対討論を行います。

決算議会の意義は、議員必携にもあるように、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいて、その行政効果や経済効果を測定し、住民にかわって行政効果を評価する。税金の使い方を決める予算の審議とその使われた結果を予算に照らして検討し、これからの中財政運営の改善に役立てる重要な意義

ある活動でございます。日本共産党は、無駄を削り、不要・不急の事業の負担を見直し、本当に必要なところにお金を回す立場から討論に参加します。

国の施策は、交付税等で南知多町の政治・財政に直結します。安倍政権下では、社会保障予算の自然増削減を掲げ、また社会保障の削減を掲げ、公的医療・介護保険制度を土台から変質させる改悪が次々と具体化され、南知多町の財政も苦しくなっております。

この7月には、国は、来年度2018年度の社会保障費が高齢化などによる自然増で、今年度より6,300億円多くなることを見込むことを決め、自然増は毎年度5,000億円に抑えることで、年末の予算編成で少なくともまた1,300億円分の社会保障費を削ろうとしております。この3年間で5,000億の自然増の削減でございます。生存権を保障する憲法25条にのっとった政治が、今、求められております。国の悪政のもとでも、南知多の町民の命と暮らしを守る政治が求められております。

この4月から始まった南知多町の子ども医療費の高校生までの無料化施策は、国の子ども医療費無料化ペナルティーを乗り越えた南知多町の子供の健康と医療を守ろうとする南知多町としての姿勢を示すもので、日本共産党は大いに評価するものであります。

しかし、南知多町の28年度決算には以下の8つの問題があると考えます。

まず第1の問題であります。

国保会計への一般財源からの法定外繰り入れをもっとふやすべきであるという問題です。

国保会計は、来年度からは県統一制度となり、現在、試算も含めて検討中であります。県下一、二を争う南知多町の高い国保税は、今後、県との国保運営協議会や市町村課長会議の中で積極的に南知多からの要望を発信し、来年1月に、納得し払える国保税にしていく必要があります。

国の国保への補助率が年々削減されている中、現在、他市町でも実施している南知多町独自の一般財源からの法定外繰り入れは、どうしても必要な施策でございます。28年度は5,279万9,000円繰り入れられています。しかし、まだまだ不十分と言わねばなりません。町の情報資料によりますと、南知多町の国保税の調定額は1人当たり12万4,168円で県下1位、1世帯当たりの調定額も25万8,078円と県下2位の保険料となっております。では、自治体キャラバン資料で、法定外繰入額を近隣の町と比較してみると、自治体キャラバン資料によれば、南知多町は1人当たり7,060円の繰り入れですが、美浜町は8,351円、東浦町は9,406円、阿久比町は1万766円、武豊町は1万1,593円の繰り

入れとなっています。その結果、東浦町を除き、県下30番台から40番台の保険料となっております。明らかに一般会計からの繰り入れが少な過ぎると考えます。

一般会計の収支は、3億9,843万7,000円の黒字です。町民が払える国保料とするために、国保税の徴収方法の見直しと同時に、一般会計や基金などをうまく利用し、法定外繰り入れを美浜町並みの8,351円に近づけ、国保会計への繰り入れをもっとふやすべきであると考えます。

第2の問題点は、知多地方税滞納整理機構への参加の取りやめの問題でございます。

当初、機構は2011年度から2014年度までの3年間の設置期間でしたが、延長され現在も引き継がれ、南知多町も参加し25万円の負担金を払っております。ことし、私は、ある滞納者に同行し、滞納整理機構徴収業務の対応の強引さを実感しました。成果報告では、高額滞納者に対して成果が上がった、徴収技術の向上が上がったなどとしていますが、しかし、その徴税方法は差し押さえを前提に強権的な手法がとられるのが前提です。私は滞納自体を擁護して発言しているわけではありません。しかし、滞納に至る理由はさまざまございます。払いたくても払えない方がいるのです。機構の対応は、行政の役割から切り離された、非日常行政姿勢そのものです。これでは町民と行政の信頼関係が近くなるわけありません。南知多町は、滞納整理機構から脱退し、整理機構は解散し、滞納整理の窓口を住民に寄り添った心ある対応の町役場一本にするべきです。

第3の問題は、リニア中央新幹線建設促進県期成同盟会の負担金をやめる問題です。

南知多町は、リニア負担金については毎年3,000円支出しています。リニア工事は、未解決な問題を後回しにして、巨額な国費・負担金を生む強引な計画です。反対の声も上がっており、経済性、採算性、地震大国の中、難工事の活断層の工事方法、大量の残土をどうするのか、地下水の処理、そして大井川の水がれの懸念、原発1基分とされる電力消費量、電磁波問題、そして岐阜のウラン鉱床掘削問題が解決しないままの負担金はやめるべきでございます。

第4の問題は、南知多町職員の労働安全衛生の徹底と適正な労働時間管理の問題です。

さきに私は、職員の福利厚生費の使い方で産業医の報酬額と面接指導報酬についてお聞きしました。産業医年間6万4,900円、面接指導費4万3,200円だそうです。では、この額で労働安全衛生法に基づく、役場職員の健康管理と労働安全衛生にかかる業務が適正に行われているのかを具体的な産業医、面接指導費で確認しました。当局の回答は、本来、労働安全衛生規則15条では、産業医の職場巡回は毎月実施することになっている

にもかかわらず十分にやられていない、つまり毎月やられていないことを明らかにしました。法令違反でございます。また、同規則18条2で、これも毎月実施することになっている安全衛生委員会への出席回数は、9月26日と3月14日の2回のみだったそうであります。これも法令違反です。安全衛生委員会も本来毎月実施しなければなりません。しかし2回だけで、議事録は3月14日だけです。委員会結果の労働者への周知と記録の3年間の保存が義務づけられておりますが、これも無視され同23条の3、4項違反です。

また、職場労働者の健康を守るために、時間外100時間以上の労働者は、法律で医師との面接指導を受けさせることになっております。そのため、100時間をはかるための客観的な記録方法であるタイムカードやICカード等は設置されておらず、町長が日常的に適正な勤務時間管理をしていたという客観的な記録用紙はありません。これも安全衛生規則52条2の2違反です。

南知多町の正規も非正規の職員も適正な労働時間管理と労働安全衛生体制がなされる具体的な取り組みのためには、今の職員福利厚生費では全く不十分です。直ちに法令違反をなくす取り組みが必要です。町長には、労働安全衛生法と労働基準法がより守られる南知多役場をつくっていただくことを期待するものです。

第5の問題は、都市計画審議会、国民健康保険運営協議会、介護保険運営協議会にかかわって審議会、協議会委員の中に、町議会議員が入っている場合の報酬のあり方の問題です。

28年度は、都市計画審議会の委員への報酬は、審議会は1回で13名中11名の委員の出席で、そのうち6名が議員の委員が出席しました。1人6,300円の報酬額です。議員選出の委員にも報酬の支給がされ、3万7,800円が支給されています。これは適正でしょうか。確かに町長の任命としての慣例で、議長、副議長、総務建設の議員の6名が委員となるようになっています。しかし、議員は既に議員職としての報酬を受け取っています。さらに、審議会の数時間のための6,300円の報酬を受け取ることは、税金の二重取りとの町民の批判を免れないものであると考えます。別物であるとの反論もあると思いますが、都市計画審議会の組織と運営のあり方が問われております。少なくとも町議会選出の委員は無報酬とするべきであると考えます。

また、都市計画審議会の委員の数も、議員が約半数を占めるというような町長の任命のあり方も問題です。また、市民の枠を農業委員だけとしていることも問題です。議員枠は、まずは市民の声をしっかり聞く審議会にする立場から、法的な縛りがあるとして

も 2 名程度とすべきと考えます。

この問題は、国保運営協議会や介護保険運営協議会、保健センター運営協議会等にも通じます。審議会や協議会の本来の役割を再度見直し、条例改正や運用のあり方を見据えて、今後、抜本的に見直していくことが必要です。国保では、公益を代表とするものが全て議員としての任命になっております。議会としてチェック機能を果たすべく、議員で既にあらかじめ談合させるような組織にしていいのでしょうか。武豊町、美浜町では、法的縛りのある都市計画委員には 2 人程度の議員代表のみ入れていますが、納付額等を話し合う国保、介護の審議会には議員代表は入っておりません。住民の立場から審議会、協議会にするために、報酬のあり方、委員選出のあり方を厳しく問うことが必要です。

第 6 の問題は、町長交際費の適正な使い方の問題です。

儀礼的な要素がかなりあるお金でございます。それは分かります。しかし、県議会議員へのお見舞いの 1 万円や区長への祝儀は出しておいて、特に大事な南知多町内の施設である特別養護老人施設の大地の丘夏祭りで、招待され、挨拶されながら、賛助金を出さなかつたのはいかがなものでしょうか。私は、町長の判断は問題であると考えます。これこそ、美浜町長と同じ 3 万円程度支出し、大地の丘の事業への応援の姿勢を具体的に示すべきであったと考えます。

第 7 に、決算書に見られる負担金支出の妥当性と曖昧性についてです。

この決算書を見ると、さまざまな負担金があります。特に、空港を核とした知多地域振興協議会負担金については、さきの答弁では IR 法との関係はないということですが、今後、国の動きを、愛知県の動きをどのように変化していくのか分かりません。大村愛知県知事は、リニアを起爆剤とするスーパーメガリージョン開発を進めています。もし、カジノを中心とした展示場計画の負担金に変わるなら即刻撤退すべきです。空港にギャンブル依存症を生み出すカジノは要りません。

そのほか負担金には、第 1 款の一般企画費の中の負担金だけでも、県国際交流負担金 1 万円、行財政東海懇談会負担金 12 万 9,600 円、県産業立地推進協議会負担金 2 万円、市町村ゼミナール負担金 6 万円、市町村会負担金 2 万円など、よく分からぬ負担金が余りにも決算全体の款にわたって多過ぎると感じます。どうしても要るもの、要らないものを南知多町として再度、その負担金の必要性、額を精査して、ばっさり切るところは切る、また多過ぎる負担金は、リニア新幹線負担金が以前 5,000 円だったのが、今は

3,000円になったように、減額の要請もすべきです。

最後の第8、マイナンバー制度移行への問題と対応についてです。

個人番号交付事業は、国が多額のお金をかけて南知多町にも強制してきております。マイナンバー制度は、一歩間違うと個人のプライバシーを国が管理・統制することにつながります。今、限定された利用方法で便利さを強調していますが、将来的には、個人の預金、通帳、経歴、全てにわたって統制管理を狙っています。南知多町のマイナンバー発行数は、28年度まででわずか956枚です。既に全員に番号を付与していても、全てに渡すことができない時点でこの制度は破綻していると言えます。南知多町としても撤退すべきです。マイナンバーは強制できません。

本年度、今、年金受給者に対して、ことしから扶養親族等申告書にマイナンバーの記載を求める文書が送付されております。年金機構は、マイナンバーの記載がなくても申告書を受理することを確認しております。その旨を南知多町としても住民に周知することが重要であると考えます。

以上もって反対討論といたします。各議員の賛同をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第1号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、認定であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第3 認定議案第2号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定

○議長（藤井満久君）

日程第3、認定議案第2号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました認定議案第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、保険税、コンビニ収納取扱手数料において取り扱われた件数は何件か。答弁としまして、1,400件です。

次の質疑としまして、葬祭費の支払いについて未払いのものはないか。答弁としまして、33件の葬祭費を支払っておりますが、まだほかに2件が未申請となっております。これらの方については、随時、申請の連絡をしてまいります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第2号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第4 認定議案第3号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第4、認定議案第3号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました認定議案第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、後期高齢者医療保険料の不納欠損額の内容は何か。答弁としまして、生活保護を受給されている方で、2名分の合計保険料です。

次の質疑としまして、後期高齢者医療保険料滞納繰越分の収入未済額の内容と納入見込みはどうか。答弁としまして、8名の未納者分で、催告書の送付や戸別訪問を行い、引き続き納付をお願いしていきます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第3号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第5 認定議案第4号 平成28年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第5、認定議案第4号 平成28年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました認定議案第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、地域密着型サービス運営委員会の開催回数は何回か。また、報酬は幾らか。答弁としまして、最低年1回開催することになっており、昨年度は事業所の新規開設などがあったため3回開催しました。報酬は1人1回当たり6,300円です。

次の質疑としまして、印刷製本費が18万円ほどふえている理由は何か。答弁としまして、介護保険制度改正で、本町においては、平成29年4月から総合事業が開始されるなどのため、新たに介護保険のパンフレットを購入したためです。通常は、3年間の介護保険事業計画期間が開始されるのにあわせて購入しますが、計画期間中の改正により購入の必要があったものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入れます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第4号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第6 認定議案第5号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第6、認定議案第5号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました認定議案第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第7 認定議案第6号 平成28年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出 決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第7、認定議案第6号 平成28年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出
決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました認定議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第8 認定議案第7号 平成28年度南知多町水道事業会計決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第8、認定議案第7号 平成28年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました認定議案第7号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、改良工事の概況に記載してある配水区管路耐震化工事の補助率はどのぐらいか。答弁としまして、県からの補助金として、配水区管路耐震化工事の補助対象事業費に対して、内海配水区と豊丘配水区の管路耐震化工事については4分の1、大井配水区管路耐震化工事については3分の1の補助率となっております。

次の質疑としまして、管路の耐震化工事の完了はいつごろを目指しているか。答弁としまして、平成27年度に策定した南知多町水道施設更新計画では、計画最終年度の平成37年度の基幹管路の耐震適合率は80%を超える見込みとなっております。それ以降についても、順次、耐震化を実施していく予定です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第7号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第9 議案第41号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第2号）

○議長（藤井満久君）

日程第9、議案第41号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第41号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次、各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

社会教育課関係について、質疑としまして、総合体育館メインアリーナ西側上部ブランディング取りかえ修繕について、ブラインド本体の単価は幾らなのか。答弁としまして、高所作業に伴う手間を含め、税抜き29万円となっております。なお、メインアリーナ天

井部西面については、維持管理に必要なキャットウォークと呼ばれる通路が設置されておらず、今まで日常の点検ができておりませんでしたので、仮設足場をそのまま買い取ることにより維持管理に生かすこととしております。また、仮設足場から人や物がメインアリーナまで落下する事がないよう、親綱とラッセルネットを設置し、安全面についても配慮しております。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

次に、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第41号に対する、当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第42号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第10、議案第42号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第42号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第42号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第43号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第11、議案第43号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第43号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、後期高齢者医療広域連合納付金はいつの分で、いつまでに支払うのか。答弁としまして、出納整理期間の本年4月から5月末までに納付された保険料で、10月末までに納付することになっています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第43号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第44号 平成29年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第12、議案第44号 平成29年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第44号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第44号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決す

ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

○議長（藤井満久君）

日程第13、請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました請願第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成により本請願を採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第2号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

日程第14 発議第46号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

○議長（藤井満久君）

日程第14、発議第46号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

12番、石黒充明議員。

○12番（石黒充明君）

発議第46号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

本案は、学校現場における子供たちの健全育成とさまざまな教育課題の克服のため、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願が採択されたことにより、その趣旨に従って意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上、趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（藤井満久君）

これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入れます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第46号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藤井満久君）

日程第15、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から所管事項について、閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（藤井満久君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成29年第4回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん御苦労さまでした。

[閉会 10時31分]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 片 山 陽 市

署 名 議 員 小 嶋 完 作